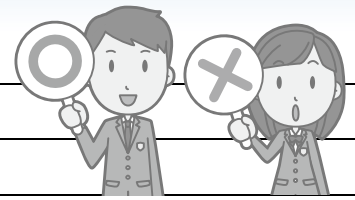


消費者問題クイズ



Q1.	友だちと映画に行く約束をするのは、契約である。
Q2.	コンビニエンスストアでおにぎりを買うのは契約である。
Q3.	ネットショッピングで靴を買ったが、サイズが合わないのでクーリング・オフできる。
Q4.	20歳とウソをついて親に内緒で店頭でスマホを契約したが、未成年なので契約を取り消すことができる。
Q5.	スマホのメッセージに記載されていたURLをタップしたら「お申し込みありがとうございます。代金はこちらにお振り込みください」という画面が出た。支払わなければならない。
Q6.	10日前に、一人暮らしの自宅に新聞勧誘員が突然来た。「キャンペーン期間中で安くするのでクーリング・オフできない」と言われて契約した。契約時の条件なので、クーリング・オフできない。
Q7.	いつでも好きな時に受講できるという英会話教室の契約を5万円で5日前にした。希望日に受講できたのは1回だけで、その後は別の日に回された。すでに受講しているがクーリング・オフできる。
Q8.	SNSのアカウントは、友だちにわかりやすいように名前と生年月日で設定している。
Q9.	日本国内のフリーアクセスポイントはすべて安全である。
Q10.	現在、インターネットサイトにログインする際のパスワードに「123456」や「password」を使っている。

消費者問題クイズ解答

Q1. X	契約は法律に基づく約束で、友だちと映画に行く約束は契約ではありません。契約は、売り手と買い手の意思の一致により、それが口頭であっても成立します。
Q2. O	「コンビニエンスストアでの買い物」、「バスに乗る」、「塾に通う」などはすべて契約です。私たちは毎日のように商品・サービスを購入しているの、日常的に契約をしていることになります。
Q3. X	ネットショッピングやテレビショッピング、カタログ通販など通信販売による買い物はクーリング・オフできません。通信販売では、返品ルールに従います。返品ルールが書かれていなければ、商品が届いてから8日間は送料消費者負担で返品できます。
Q4. X	20歳未満の未成年者が契約を行うには、親などの同意が必要です。同意のない契約は取り消すことができます。しかし、20歳以上と自らウソをついて契約をした場合は取り消すことができません。
Q5. X	身に覚えのない料金の請求は支払う必要がありません。無視しましょう。個人情報悪用されることを防止するためにも、請求に驚いてあわてて連絡を取らないようにしましょう。
Q6. X	訪問販売で契約した場合、クーリング・オフできます。また、「クーリング・オフできない」などと言われた場合は8日間のクーリング・オフ期間が過ぎてても適用できます。あきらめないようにしましょう。
Q7. O	5万円以上の英会話教室の契約は、クーリング・オフできます。8日間のクーリング・オフ期間であれば、サービスを受けていても消費者は金銭の負担なく契約を解除できます。違約金なども支払う必要はありません。
Q8. X	SNSアカウントやメールアドレスはなりすまし被害や個人情報漏えいを防ぐために複雑なものにし、名前や誕生日を使うことはやめましょう。
Q9. X	フリーアクセスポイントでのインターネットの利用は、セキュリティ設定がなく端末内の住所録や写真、ショッピング履歴などあらゆるデータが漏れる危険があります。利用する場合は、ログインの必要がない利用にとどめましょう。
Q10. X	インターネット上でもっともよく使われるパスワードは「123456」「password」です。アカウント乗っ取りの被害にあいやすいので、数字やアルファベットの並びが複雑なものにして、複数サイトで同じパスワードを使わないことなどを心がけましょう。